

令和7年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月12日(採決)

令和7年 第2回 定例会 会議録

日時 令和7年6月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
税 務 課 長	山 口 恵 美	まちづくり課長	大 内 田 幸 介
住 民 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	平 山 智 久
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	健 康 課 長	田 中 久 善
都市整備課長	堀 雅 仁	産業観光課長	松 熊 大
学校教育課長	吉 村 秀 昭	上下水道課長	花 田 篤
社会教育課長	横 内 綾 子	こども育成課長	藤 幸 三

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 事	黒 瀬 友 宏

開会 午前 10 時 00 分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では西村会計課長が病気療養のため欠席いたしております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第 1、議案第 26 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」を議題といたします。本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 26 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」、本議案は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律等が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものです。

改正の主な内容は、物価上昇局面における税負担の調整と就業調整への対応として、個人住民税の諸控除の見直しの措置を講じるもので適用は令和 8 年 1 月 1 日施行です。

次に、固定資産税においてマンションの管理組合等から必要書類の提出があった場合において、減額措置の要件に該当する場合は当該マンションの区分所有者から減免措置の申告書の提出がなかった場合でも管理組合の管理者等が申請者となることができ、適用期間は 2 年延長され令和 9 年 3 月 31 日までとし、令和 7 年 4 月 1 日施行です。

次に、軽自動車税の改正において現行の 50cc 原付バイクは令和 7 年 11 月以降に適用される排ガス規制に適応しておらず、今後の生産販売が困難な状況になっているとのことです。これに伴い、総排気量 125cc 以下の最高出力

4.0kw 50cc 相当以下に制御したバイクを新基準原付バイクとし、軽自動車税種別割の税率を現行の 50cc 原付バイクと同額の年額 2,000 円とするよう改正され、ナンバーは白色、原付免許で運転ができ、交通ルールは今までの原付バイクと同じ

で、令和 7 年 4 月 1 日施行です。

当委員会で質疑がありましたので紹介いたします。

「当該条例の改正によって本町の税収見込みは」との質問に対し、「減収を見込んで
いる」との回答でございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 26 号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第 2、議案第 27 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕」を議題といたします。
本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 27 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに

に伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、賦課限度額の引上げにおいて、国民健康保険税の医療保険分を現行の 6 万 5 千円から 1 万円引上げ 6 万 6 千円に、また後期高齢者支援金分を現行の 2 万 4 千円から 2 万円引上げ 2 万 6 千円とするもの、とのことであります。総額は 1 万 6 千円から 3 万円引上げ 1 万 9 千円であります。

次に、国民健康保険被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関するもので、被保険者数に乗ずる金額が、5 割軽減の基準については現行の 2 万 9 千 5 百円から 1 万円引上げ 3 万 5 千 5 百円とし、2 割軽減の基準については現行の 5 万 4 千 5 百円から 1 万 5 千円引上げ 5 万 6 千円とするもの、とのことであります。この条例については、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 27 号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第３、議案第２９号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第２９号「工事請負契約の締結について」、本議案は、町の児童厚生施設となる、やまばと児童クラブ整備事業について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、やまばと児童クラブ整備事業。契約の方法は、企画競争入札。契約金額は、６，０５０万円。契約の相手方は、福岡県糟屋郡篠栗町津波黒３丁目７番２９号立開・コプラス特定建設工事共同企業体 代表者 有限会社立開工務店 代表取締役立開 克利 であります。

工事の経緯といたしましては、篠栗小学校区の放課後児童クラブにおいて待機児童が発生しており、学童施設を整備し、定員数の増加による待機児童の解消を図るため、新たに新築工事を実施する、とのことであります。

次に、工事概要については、構造は準防火地域に対応する軽量鉄骨造り、または重量鉄骨造り、いわゆるコンテナハウスで、階数は２階建て、延べ床面積は１８２．２９平方メートル（５５．０７坪）、利用定員は児童６０名、放課後児童支援員６名、学童保育室２室のほか・トイレ・多目的トイレ・倉庫・静養室兼面談室を備え、近隣住民を迎えられるパーキング利用も可能なオープンパブリックの庭やイベント利用などができるセミパブリック的な庭も整備するとのことであります。

本事業で整備する新たな施設については、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かし、早期竣工とコスト縮減の可能性を見込むことができる設計施工の一括発注方式を採用し、公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を決定し随意契約をしたとのことであります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「当該用地は借地であり、借地契約期間は１０年であるが延長することは可能か、また契約期間がきれて建物を移動し別の場所で使用することは可能なのか」との質問に対し、「契約期間の延長は可能である、移転費用は発生するが建物は５０年対応可能で移動し使用することは可能である」との回答でありました。

「企画競争入札と一般競争入札との違いは」との質問に対し、「企画競争入札いわゆ

るプロポーザル方式は参加事業者が業務の実施内容や方法を提案し、その提案内容をもとに総合的に評価選定を行う方式である。一般競争入札は発注者が定めた仕様に基づき主に価格を基準として落札者を決定する方式である。今回はプロポーザル方式を採用し1者からのみ提案があった」との回答があり、「どのような形で業者を募ったのか」との質問に対し、「町のホームページに実施要項を掲載し募集した」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数10人、賛成10人、棄権1人でございます。

よって、投票総数全員賛成と認め議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第30号「財産の取得について」を議題としたします。

ここでお諮りいたします。

日程第4から日程第8までの、議案第30号から議案第34号までの、5議案については関連議案でございます。

会議規則第 37 条の規定によりまして一括議題とし、5 議案を一括して委員長の報告を受け、採決については 1 議案ずつ採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 30 号から議案第 34 号までの 5 議案を一括議題といたします。当該 5 議案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、5 議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長(品川 静) 報告いたします。

議案第 30 号「財産の取得について」、議案第 31 号「財産の取得について」、議案第 32 号「財産の取得について」、議案第 33 号「財産の取得について」及び議案第 34 号「財産の取得について」を一括にて報告いたします。

議案第 30 号は消防団多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台、議案第 31 号は消防団小型動力ポンプ積載車 8 台、議案第 32 号は消防団ポンプ自動車 2 台、議案第 33 号は消防団支援車 1 台。議案第 34 号は消防団指令車 1 台、それぞれの購入に関するものです。

当該 5 議案は、消防団の消防活動において使用する当該財産の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものです。

取得の目的は、消防団の消防活動における消防設備の購入。取得する財産は、消防団多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台・消防団小型動力ポンプ積載車 8 台・消防団ポンプ自動車 2 台・消防団支援車 1 台・消防団指令車 1 台。

契約金額は、多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台 3,443 万 3,840 円、小型動力ポンプ積載車 8 台 1 億 146 万 4,400 円、ポンプ自動車 2 台 5,828 万 8,440 円、支援車 1 台 892 万 9,100 円、指令車 1 台 1,078 万 300 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、福岡県福岡市中央区平尾 3 丁目 17 番 6 号 株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

執行部の説明では、多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台については、耐用年数が 20 年ですが、約 22 年経過し当該積載車は山間地域に配備するため 4 輪駆動方式であり、また小型動力ポンプを車両から降ろす際に使用する電動リフトは車椅子利用者の

乗降にも利用できるということです。

小型動力ポンプ積載車の8台につきましては、購入から24年経過が4台、23年経過が2台、22年経過が2台で、この車両は2輪駆動方式です。

ポンプ自動車の2台は購入から20年経過しており、山間地域でも対処できるように、4輪駆動方式の車です。

支援車につきましても購入から21年経過しており、山間地域でも対処できるよう4輪駆動方式で乗員定員は8名です。

指令車につきましては購入から24年が経過していますが指令車としての役割を終え、トイレトレーラーの運搬や女性消防隊活動車両として活動することが主になるということでした。新たに、指令車を購入するもので山間地域でも対処できるよう4輪駆動方式で、乗員定員は7名です。

以上、14台全て20年以上経過し老朽化していることから更新をするもので、オートマチック車となっています。

また、主なその他の災害対策装備機材としてサーチライト・充電式LED投光器・救命胴衣・救命浮環などを有するということです。財源の措置として、緊急防災・減災事業債を活用するもので交付税措置が70%ということです。

当委員会の中で質疑がございましたので紹介いたします。

「災害時には全ての班が現場に迅速に対応がとれる体制は整えられているのか、また、対応できる人員はどれくらいなのか」との質問に対して、「災害時は区長の要請に各区で動ける状態であり、大規模災害は消防団全体の指揮のもとで活動となるが、昼間に限れば対応できる現状は役場の消防団員が主となる」とのことでした。

「団員数が少ない班について統合することの予定は」との質問に対し、「今後検討していかなければならないことを認識している」とのことでした。

「購入の相手方は全て同一事業者であるが、競争入札ではなく随意契約の手法は考えられないのか、また納期は守れるのか」との質問に対し、「広く安く競争することを目的として競争入札にして成り立っている。納期については今年度末までに、となっている」とのことです。

「交付税措置が今年度だけなのか、また1年間での購入としては多いと感じ支出の平準化を計ることは検討しなかったのか、また、20年後の更新時に1度にたくさんの購入につながらないのか」との質問に対し、「交付税措置は平成29年度から今年までということ、各年度に平準化することが望ましい姿であるが20年以上経過していることを考慮して1度の購入になった、今年で交付税措置が終了するということで計画

を前倒しにしたものである」との回答があり。

「今回の購入が最後の更新になるのか」との質問に対し、「あと２台残っている」との回答であり。

「残っている２台の更新について財源はどのように考えているのか」の質問に対し、「交付税措置がない場合は町単独経費になる」との回答で。

「耐用年数を超えてからの使用期間は」の質問に対し、「現状では耐用年数を含め２４年使用している」との回答でありました。

質疑終了後の討論はございませんでした。

審査の上、議案第３０号から議案第３４号までの５議案すべて採決の結果、全員賛成にて原案の通り可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） １１番の今長谷でございます。

議案第３３号についてお聞きします。これは何か特殊な機器を積むんですか、もし積まなければ、必ずしもこの業者じゃなくて一般の車屋さんでもいいんじゃないかなと思うんですけど、素人考えですけども、そこら辺の説明を頂きたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 委員会のほうではそのような質問がなかったので、その回答は得られておりません。

以上です。

○議長（古屋 宏治） よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

はい、質疑なしと認め次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

議案第３０号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（ 表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます、投票総数 10、賛成 10、棄権 1 でございます。

投票総数全員賛成と認め、よって議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第 34 号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。よって議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 35 号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 35 号「財産の取得について」、本議案は小中学校の給食室において使用する給食備品の購入に関し、仮契約を締結したため篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得の目的は、小中学校給食室備品の更新を行うため。取得する財産は、篠栗小学校ではマイコンスライサー 1 台・パススルー冷蔵庫 2 台 勢門小学校では立体自動炊飯器 2 台 北勢門小学校ではティルティングブレージングパン 1 台・スチームコンベクションオーブン 1 台 篠栗中学校では牛乳保冷库 1 台・立体自動炊飯器 1 台・消毒保管庫 1 台。契約金額は、1,317 万 8,000 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、福岡県福岡市博多区博多駅南 5 丁目 9 番 24 号 株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷 雅人 であります。

執行部の説明は、これらの給食室備品は経年劣化にて故障が発生しており、給食運

営に著しく支障をきたしているために更新するもの、との説明であります。

質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 36 号「令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 36 号「令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 1 号）について」本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1,215 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 145 億 4,397 万円とするものです。

歳出における主な事業では、衛生費において带状疱疹予防事業委託料に

４０５万２，０００円を増額、教育費において体育館空調機工事設計委託料に
２，１１３万８，０００円を増額、その他人事異動に伴う人件費として
１，２９１万８，０００円の減額補正などを行っております。

主な歳入では、国庫支出金１，０５６万８，０００円の増、町債１，０５０万円の増と
するものです。

債務負担行為補正については、粕屋南部消防組合分担金に令和７年度から
令和１１年度まで３，５２４万２，０００円。

地方債補正については、地方債の限度額の変更といたしまして、緊急防災・減災・国
土強靱化緊急対策事業債、補正前１，８３０万円を補正後２，８８０万円に変更するも
ののです。全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略
いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いた
しております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第３６号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 37 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 37 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 290 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 3,495 万 9,000 円とするものです。

補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を 290 万円の減額補正するもの。歳入においては、繰越金を 290 万円の減額補正をするものです。全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 37 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 38 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 38 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 76 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6,448 万 9,000 円とするものです。補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を 76 万 2,000 円の減額補正。

歳入において、繰入金を 76 万 2,000 円の減額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 39 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 39 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出 402 万 7,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 6 億 3,370 万 1,000 円とするものです。補正予算内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正をするものです。全員出席の予算特別委員会にて審査をしておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 39 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 40 号「令和 7 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 40 号「令和 7 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について」本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出 951 万 1,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 8 億 9,153 万 3,000 円とするものです。補正予算内容は、人事異動に伴う人件費の減額補正をするものです。全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 40 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 41 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第 15 号及び日程第 16 の、議案第 41 号及び議案第 42 号の、2 議案につきましては関連議案でございます。

会議規則第 37 条の規定によりまして一括議題とし、2 議案を一括して委員長の報告を受け、採決については 1 議案ずつ採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号及び議案第 42 号の 2 議案を一括議題といたします。

当該 2 議案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので 2 議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 41 号「工事請負契約の締結について」及び議案第 42 号「工事請負契約の締結について」を一括にて報告をいたします。

議案第 41 号は勢門小学校、議案第 42 号は北勢門小学校、それぞれの屋内運動場長寿命化改修工事の契約の締結であります。

本議案は、勢門小学校及び北勢門小学校の屋内運動場長寿命化改修工事について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事・北勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事。契約の方法は、2 議案ともに指名競争入札。契約金額並びに契約の相手方は、勢門小学校が 3 億 6,278 万円 福岡市博多区空港前 5 丁目 5 番 5 号 株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田 義人、北勢門小学校が

3億2,460万9,120円 福岡市東区千早2丁目3番37号 香椎建設株式会社
代表取締役 城戸 崇吉であります。

執行部の説明では、勢門小学校においては特にシロアリ被害、北勢門小学校においては雨漏り・漏電による照明故障が発生し、学校運営のみならず避難所運営に著しく支障をきたしているため、早期に改修工事を行い子供たちへ安心安全を提供したいとのことでありました。

なお、今回の工事の財源において、当初予算時に歳入として国庫補助金3分の1が充当され残りは地方債と町単費との説明でありましたが、国の方針により全国的に当該整備費用の補助金不採択となったため、国庫補助金と同等の財源措置が見込まれる地方債を活用して工事の実施に当たるとのことでありました。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「当該工事について国の補助金はどのようになるのか」との質問に対し、「当初予定していた学校施設環境改善交付金が国の補助3分の1、その他地方債の充当率が90%の起債を考えていたが今回その採択がなされなかった。これらに代わるものとして、補助金ではないが地方債として緊急防災・減災事業債等を活用する。これを活用することにより町の単独経費を抑えることを考えている」との回答があり。

「今回の工事は国の動向を情報収集してから着手することは可能なのか」との質問に対し、「今回の工事計画は令和3年度からの要望で今回予算計上したことに伴い、早期に実施し子供たちの安心安全を確保するため、今年度中の完成を目指す必要がある」との回答があり。

「工事完了が2月であるがその間の代替えの措置は」との質問に対し、「勢門小学校においては町民体育館を、北勢門小学校においては社会体育館を利用する方向で、社会教育課と連携し進めているところ」との回答があり。

「当初予算がそれぞれ4億5,000万円であったが今回の契約金額との差異は。また、入札時の予定金額と最低金額は」との質問に対し、「当初予算は、最近の社会情勢を鑑みての概算の計上であったが入札前に再度の積算をした結果、勢門小学校について税抜で予定価格は3億4,759万2,000円、最低制限価格は3億1,283万2,800円、北勢門小学校は税抜で予定価格は3億2,788万8,000円最低制限価格は2億9,509万9,200円」との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、議案第41号及び議案第42号ともに、全員賛成にて原案の

とおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 両議案とも、継続審査の申し出があったのか、なかったのか、その有無を教えてください。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） ございませんでした。

○議長（古屋 宏治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 先日、文教厚生委員会から協議会を持ちかけていただき参加させていただきましたが、その時も申し上げましたが、当初予算を可決した時と、歳入が不採択となり確定していないこと、加えて空調工事との取り合いの十分な説明もない、縷々勘案しまして、私はこれは絶対やらなくてはいけない使用者のためにやらなくてはいけない工事だと思いますが、この時点で可否を判断するのは私は難しいと思いますので、継続の審査の動議を口頭で申し訳ございませんが提出いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいま荒牧議員から口頭でありますけども動議の提案がありました。

動議に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（古屋 宏治） はい、ただいま2名の賛同の方がいらっしゃいましたので動議は成立いたしました。

この件についてお諮りいたします。

議案第41号並びに議案第42号について、継続審査を行うということに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（古屋 宏治） はい、賛成5、反対5であります。

すいませもう一度お願いします、反対の方の挙手をお願いします。あ、賛成の方です、継続に賛成。賛成少数でありますので、この動議、継続審査を否決いたします。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、反対討論から、はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 議席番号 4 番、門馬良でございます。

委員会の審議では賛成をいたしました。

よくよく考えました。

議案 4 1・4 2 の、2 つの屋内運動場の大規模長寿命化改修工事におきまして、反対の立場で、討論させていただきます。

この議案は、老朽化した勢門小学校及び北勢門小学校の屋内運動場を合わせて約 7 億円かけての改修工事を締結するためのものです。私も 1 日も早く屋内運動場をきれいにして、子供たちに安心安全な場所で学習してほしいと願っておる 1 人ではございますが、雨漏りは平成 29 年から、シロアリ被害は令和 5 年からの確認がされており、その都度、適切な対応がされていれば、このようなまとめたの大きな改修工事、これに至らずに済んだものと考えます。

また、国からの補助制度を活用する予定が不採択となったことで、防災・減災事業債及び学校教育施設整備事業債を活用するとの説明であります。双方を活用できた場合の町の負担金額も不透明です。

十分な説明もされておらず、何より町の大切な血税が幾ら必要なのかも不明なまま進めることは、私としましては正直賛否の判断ができません。今後も、老朽化が進む他の中学校や小学校のこともあるから急ぎたいとのことではございますが、だからこそ、再び繰り返さないためにも、今回時間をかけてしっかりと精査した上で、改めて提案すべきだと考え、反対いたします。

○議長（古屋 宏治） 次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

はい、横山委員。

○議員（横山 和輝） 議席番号 6 番、横山でございます。

議案 4 1・4 2 号に対して一括で反対いたします。

それでは理由を申し上げます。

議案 4 1・4 2 号は老朽化した屋内運動場の改修工事を実施するために、勢門小学校に 3 億 6,278 万円、北勢門小学校に約 3 億 2,460 万円、合計約 6 億 8,738 万円を工事請負契約を締結するための議案でございます。

当初予算では、国の補助金を活用し合計 6 億 8,738 万円から町の負担額は約 2 億 1,000 万円となる説明でしたが、今回この補助金が不採択となり、かわりに

緊急防災・減災事業債と学校教育施設整備事業債を活用するとの説明がございました。
この地方債で工事を行おうとした場合、町の負担は少なからず増加することとなり、
また、どれだけ増加するかも明らかになっておりません。

さらにこの地方債が必ずしも活用できるかどうかは不透明で、補助金同様に予定どおり
いかなかった場合どうするかも説明がございません。

金額も莫大であり、町は起債いわゆる借金をして工事を行おうとしております。

まずは一度しっかりと計画を立て直し、細かな町の負担、工事内容が適切か明らかに
すべきだと思います。

また、執行部及び教育長は現在小学校の体育館の雨漏り・シロアリの発生により床
が脆くなっているので子供のために安全を確保するために、いち早く直さなければい
けないと説明がありました。

子供のためと言えは聞こえはいいですが、実際雨漏りが確認されたのは平成29
年、シロアリの発生は令和5年と、数年前には判明していたことを子供のためという
ならば判明されてすぐに補修するべきであり、

工事内容も町の負担も不透明なまま、また明確にせず、子供のためだと感情論を持
ち出し、工事をスタートさせることを容認することは議員として無責任だと言わざる
を得ません。

しっかりと全容を理解した上で工事を行うことが、これが何よりも町民のためであ
り、何よりも子供のためだとして反対いたします。

○議長（古屋 宏治） はい、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

最初に、議案第41号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 9、賛成 6、棄権 2 でございます。

よって、賛成多数と認め、よって議案第 4 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 2 号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

投票総数 9、賛成 6、棄権 2 でございます。

よって賛成多数と認め、議案第 4 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 7、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設文教厚生両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設文教厚生両委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 4 5 条の規定により議長に委任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがございましたら許可いたします。

○町長（三浦 正） 令和7年第2回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分の承認を求めることについて等専決処分2件、「篠栗町固定資産評価員の選任について」の人事案件1件、「工事請負契約の締結について」3件、「財産の取得について」6件、令和7年度補正予算5件の、上程いたしました17議案すべてにつきまして可決、承認頂きましたことに感謝申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案第41号、第42号の「工事請負契約の締結について」の審議において、3月定例会の当初予算審議において文部科学省「令和7年度学校施設環境改善交付金」を利用して工事することとしておりましたが、交付金の不採択の可能性が大きくなったことを踏まえ、予算上の財源更正を9月定例会にて提案することとし、来年3月の卒業式までにリニューアル工事を完了したいこと、今後、両小学校体育館に来年度夏までに空調設備工事を行いたいこと等を考慮いたしまして、工事請負契約の締結についての提案を行ったものでございました。

この間、文部科学省交付金について新聞報道もなされ、状況が大きく変化したにもかかわらず、その間の経緯について議会に対しての説明を行わず、唐突に議案を提出したこと、5月23日の本定例会の議会運営委員会までに議案の内容が固まらず、後日5月30日でございますが追加で議会運営委員会にお諮りしたこと等に対しまして、厳しい御批判を頂きました。

4月中旬に、第1回目の交付金不採択報告を受けて以降の状況について、文教厚生常任委員会に逐次御報告を行うべきであったと大いに反省をしております。

大変申し訳ございませんでした。

今後はかかることのないよう、議案を提出するまでに執行部と同様の情報共有を図り、しっかりと御審議頂けるよう、各課長が丁寧に対応することをお約束いたします。

今後、学校教育課における体育館空調工事、社会教育課における50周年記念体育館の空調工事等の大規模工事が続きます。

また、健康課所管において、開設後25年が経過し、設備の大部分が老朽化しているオアシス篠栗の今後の運営のあり方等について検討する重大な岐路に差しかかっております。

これからの時代に合ったオアシスバスの運営形態等の検討も含め、本定例会閉会以降6月中にも、こうした執行部が抱えております懸案事項を所管委員会にお諮りすることとし、場合によっては議会全体において共通理解を頂くための全員協議会の開催

もお願いすることになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、福岡管区気象台は6月9日に九州北部が梅雨入りしたと見られると発表いたしました。

早速福岡県南部では激しい雨に見舞われている状況で、我が町も心配でございます。例年の梅雨末期の集中豪雨に備え、開会日の諸情勢報告の際にも申し上げましたが6月23日月曜日に、職員による集中豪雨による土砂災害等を想定した対策本部の机上訓練を行います。平成21年に大きな災害を経験した我が町の対応力が風化することのないよう、しっかりと訓練してまいります。

6月14日土曜日の「よろこびとふれあいのまちづくりフォーラム」、7月1日の「社会を明るくする町づくり講演会」については、今年度はクリエイト篠栗大ホールがリニューアル中でございますので、会場を変えて規模を縮小して行いますが、議員各位におかれましてはぜひ御参加頂きますようお願いいたします。

以上、今後とも、篠栗町議会におかれましては篠栗町発展のための車の両輪としてお力を頂きますようお願い申し上げ、令和7年篠栗町議会第2回定例会の閉会のご挨拶といたします。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時08分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

今長谷 武和
